

第1分科会 全世代型社会保障と介護保険の課題

守屋裕子

8月28日の2日目は静岡のグランシップの会議室で、①「全世代型社会保障と介護保険の課題」の第1分科会に参加しました。

芝田英昭（立教大学）教授から「1、全世代型社会保障への転換の真の狙いが何か 2、自治体戦略2040構想と社会保障解体について 3、「我が事・丸ごと」地域共生社会は社会保障をどのように捉えたか 4、医療福祉系資格の共通課程、2021・22年を目指す・・・専門性の否定へ 5、介護保険の課題などについて」講義を受けました。

2040年問題は、「団塊世代が高齢化してその人口がピークになるため、社会保障サービスや地方行政サービス分野等を地縁組織の法人化で、公から「共」への流れを加速させ、新しい公共空間の名の下に、住民団体、NPO、企業へ、「公共サービス」を最大限担わせることによって、企業等のビジネスチャンスを提供させていくものである」と話していました。

介護保険施設は、現時点では「株式会社の参入」は禁止されていて、居住サービス事業のみに株式会社が参入することが出来ます。

株式会社は、採算が取れなければ、倒産や撤退することが出来るのですからこの点をしっかりと見極めていかなければなりません。

介護保険障害者65歳問題の真相

私自身が講義の中で改めて再認識したことは、介護保険障害者の65歳問題でした。「共生型サービス」は、介護保険法と障害者総合支援法という2つの法律の改正により、2018年4月から新しくスタートしましたが、障がい者の方たちからは65歳になったら、介護保険の方に移行させられるのではないかと不安を抱いています。また、自治体の職員の中には、移行を進めるようなことも起きていると言われています。しかし、障害者総合支援法の第7条では、「自立支援給付は当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付・・・当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない」として、「介護保険優先」ではなく、重複給付禁止をしているのであり、自立支援給付をそのまま受けていることが必要で、介護保険はあくまでも契約なのだという事を教えていただきました。